



発行 東京都

目次

53

規則

- 東京都人権プラザ条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局人権部人権施策推進課)……………
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………
- 東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾局港湾経営部経営課)……………

規則

東京都人権プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十八号

東京都人権プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都人権プラザ条例施行規則(平成十三年東京都規則第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都人権プラザ」の下に「東京都人権プラザ条例(平成十三年東京都条例第百三十三号。以下「条例」という。)(第二条(表以外の部分に限る。))に規定する東京都人権プラザをいう。」を加える。

第二条第一項中「東京都人権プラザ条例(平成十三年東京都条例第百三十三号。以下「条

例」という。)」を「条例」に改め、「規定により」の下に「分館の」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第一条関係)

一本館(条例第二条に規定する本館をいう。)

施設名	開館時間
展示室 図書資料室	午前九時三十分から午後五時三十分まで

二分館(条例第二条に規定する分館をいう。)

施設名	開館時間
展示室	午前九時から午後五時まで
小会議室	午前九時から午後九時四十五分まで
大会議室	
ホール兼視聴覚室	
視聴覚準備室	
保育室	
活動交流室	
ロビー	

別記第一号様式中「東京都人権プラザ施設使用申請書」や「東京都人権プラザ分館施設使用申請書」に改める。

別記第二号様式中「東京都人権プラザ施設使用承認書」や「東京都人権プラザ分館施設使用承認書」に改める。

(日本工業規格A列4番)

を

「
備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第一に準じた教示の文を付すこと。」
に改める。

別記第三号様式から第六号様式までの規定中「東京都人権プラザ」や「東京都人権プラザ分館」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都人権プラザ条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十九号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号の表修学資金の項中3を削り、4を3とする。

別表修学資金の項を次のように改める。

修 学 資 金		第一学年		第二学年		第三学年			
一 国、地方公共団体又は 国立大学法人（国立大学 法人法（平成十五年法律 第百十二号）第二条第一 項に規定する国立大学法 人をいう。以下同じ。） が設置する高等学校	第一学年	自宅通学	月額 二七、〇〇〇円	第二学年	自宅通学	月額 二七、〇〇〇円	第三学年	自宅通学	月額 二七、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円
		自宅通学	月額 二七、〇〇〇円		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円		自宅通学	月額 二七、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円		自宅通学	月額 二七、〇〇〇円		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円
		自宅通学	月額 二七、〇〇〇円		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円		自宅通学	月額 二七、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円		自宅通学	月額 二七、〇〇〇円		自宅外通学	月額 三四、五〇〇円
二 私立の高等学校	第一学年	自宅通学	月額 四二、〇〇〇円	第二学年	自宅通学	月額 四二、〇〇〇円	第三学年	自宅通学	月額 四二、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円
		自宅通学	月額 四二、〇〇〇円		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円		自宅通学	月額 四二、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円		自宅通学	月額 四二、〇〇〇円		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円
		自宅通学	月額 四二、〇〇〇円		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円		自宅通学	月額 四二、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円		自宅通学	月額 四二、〇〇〇円		自宅外通学	月額 四九、〇〇〇円

三 国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校		第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		第五学年	
第一学年	自宅通学	月額 三一、五〇〇円	第二学年	自宅通学	月額 三一、五〇〇円	第三学年	自宅通学	月額 三一、五〇〇円	第四学年	自宅通学	月額 三一、五〇〇円
	自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円
	自宅通学	月額 三一、五〇〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅通学	月額 三一、五〇〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円
	自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅通学	月額 三一、五〇〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅通学	月額 三一、五〇〇円
	自宅通学	月額 三一、五〇〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅通学	月額 三一、五〇〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円
	自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅通学	月額 三一、五〇〇円		自宅外通学	月額 三三、七五〇円		自宅通学	月額 三一、五〇〇円

四 私立の高等専門学校		第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		第五学年	
第一学年	自宅通学	月額 四八、〇〇〇円	第二学年	自宅通学	月額 四八、〇〇〇円	第三学年	自宅通学	月額 四八、〇〇〇円	第四学年	自宅通学	月額 四八、〇〇〇円
	自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円
	自宅通学	月額 四八、〇〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅通学	月額 四八、〇〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円
	自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅通学	月額 四八、〇〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅通学	月額 四八、〇〇〇円
	自宅通学	月額 四八、〇〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅通学	月額 四八、〇〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円
	自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅通学	月額 四八、〇〇〇円		自宅外通学	月額 五二、五〇〇円		自宅通学	月額 四八、〇〇〇円

五 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大学		第一学年		第二学年	
第一学年	自宅通学	月額 六七、五〇〇円	第二学年	自宅通学	月額 六七、五〇〇円
	自宅外通学	月額 七六、五〇〇円		自宅外通学	月額 七六、五〇〇円
	自宅通学	月額 六七、五〇〇円		自宅外通学	月額 七六、五〇〇円
	自宅外通学	月額 七六、五〇〇円		自宅通学	月額 六七、五〇〇円
	自宅通学	月額 六七、五〇〇円		自宅外通学	月額 七六、五〇〇円
	自宅外通学	月額 七六、五〇〇円		自宅通学	月額 六七、五〇〇円

		九 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程				八 私立の大学				七 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学				六 私立の短期大学				
第一学年		第三学年		第二学年		第一学年		第四学年		第三学年		第二学年		第一学年		第二学年		
自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	
月額 五二、五〇〇円	月額 四五、〇〇〇円	月額 三四、五〇〇円	月額 二七、〇〇〇円	月額 三四、五〇〇円	月額 二七、〇〇〇円	月額 三四、五〇〇円	月額 二七、〇〇〇円	月額 九六、〇〇〇円	月額 八一、〇〇〇円	月額 九六、〇〇〇円	月額 八一、〇〇〇円	月額 九六、〇〇〇円	月額 八一、〇〇〇円	月額 九六、〇〇〇円	月額 六七、五〇〇円	月額 七六、五〇〇円	月額 九〇、〇〇〇円	月額 七九、五〇〇円

●東京都規則第九十号
 東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第四百号）の一部を次のように

平成二十八年六月二十一日
 東京都知事 外 添 要 一

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則第四条第二項第五号及び別表の規定は、平成二十八年四月一日以降の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

		十三 専修学校の一般課程				十二 私立の専修学校の専門課程				十一 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程				十 私立の専修学校の高等課程	
第一学年		第二学年		第一学年		第二学年		第一学年		第二学年		第三学年		第二学年	
第一学年	第二学年	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年
自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学
月額 四八、〇〇〇円	月額 四八、〇〇〇円	月額 九〇、〇〇〇円	月額 七九、五〇〇円	月額 九〇、〇〇〇円	月額 七九、五〇〇円	月額 七六、五〇〇円	月額 六七、五〇〇円	月額 七六、五〇〇円	月額 六七、五〇〇円	月額 五二、五〇〇円	月額 四五、〇〇〇円	月額 五二、五〇〇円	月額 四五、〇〇〇円	月額 四八、〇〇〇円	月額 四八、〇〇〇円

改正する。

第三条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別記第一号様式中「港湾管理者殿」とあるのは「指定管理者殿」と、別記第二号様式中「東京都知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て申請書の提出以外の申請の方法を定めることができる。

第十条の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認申請)

第十条の二 指定管理者は、条例第二十一条の二第二項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記第二十号の二様式)を知事に提出しなければならない。

第十六条中「知事」の下に「又は指定管理者(条例第二十七条第一項第一号に規定する施設につき、同条第三項第一号に規定する使用の許可を行う場合に限る。)」を加える。

別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号の2様式(第10条の2関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

東京都知事殿

所在地

指定管理者
名称
代表者

㊟

東京都港湾管理条例第21条の2第2項の規定により、利用料金の額を下記のとおり定めたので申請します。

記

施設の名 称	利 用 内 容	利 用 料 金 の 額

(日本工業規格A列4番)

附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001